

## 掛川市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、土地区画整理事業の変更事業計画を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年6月28日

掛川市長 松井三郎

1 事業の種類及び名称

掛川市洋望台土地区画整理事業

2 縦覧期間

平成25年6月28日から平成25年7月11日まで

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧場所

掛川市役所都市建設部土木課（掛川市長谷一丁目1番地の1）